

別表第2（第4条関係）

区 分	内 容
事業拠点費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備費 ・什器・備品等設備費 ・パソコン等機械器具費 ・事業所等の改修、改装、修繕費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等 ・不動産購入費 ・車両購入費及びリース料 ・主に居住の用に供する家屋の増築、改修、修繕に係る費用
宣伝広告費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費 ・チラシデザイン費 ・チラシ印刷費 ・ホームページ制作費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用
設立登記費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の設立登記に要する経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記、会社設立登記・廃棄登記・登記事項変更等に係る登録免許税
その他対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・創業後も継続して仕入れる原材料費 ・送料及び振込手数料 ・その他、対象となる経費として認められない費用